東京証券取引所上場部 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について (第二次制度改正事項)」 に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について (第二次制度改正事項)」 (2020/12/25公表) に関する意見

No.	該当箇所	意見等
1	「市場区分の見直しに向けた上	「所有目的が「純投資」であることが明らかな株式については流通株式として取り扱う」とあり、直近の大量保有報
	場制度の整備について」 P.12	告書等において確認するとされている。保有目的が「純投資」であっても保有割合 5%以下のために大量保有報告書
	(3)	が提出されていない株式については、流通株式から一律除かれるという理解でよいか。